

時:日時 所:場所 内:内容 講:講師 対:対象 定:定員 ￥:料金 持:持ち物 他:その他 申:申込方法 問:問い合わせ

## 伐採及び伐採後の造林の届出書（伐採届）

**問** 農林課 林務係 ☎0266-72-2101（内線 405）

茅野市の森林整備計画区域内の立木の伐採を行うときは、森林法の定めにより「伐採及び伐採後の造林の届出書」の提出が必要です。

### ●伐採届

森林や立木の伐採をする場合は、事前の届出が必要です。伐採届の提出は、伐採を行う90日前から30日前までに必要となりますので、早めの手続きをお願いします。また、災害等に際し、緊急に伐採する場合は、事後の届出が必要となります。なお、令和8年4月1日から小規模な危険木・支障木の伐採は届出の提出が不要になりました。

(※ 全ての場合で伐採出来るわけではありません。判断が難しい場合はお問合わせください。)

### ●別荘分譲地内での立木の伐採

別荘分譲地内での立木の伐採については、管理事務所への申請が必要となる場合があります。伐採前に各管理事務所へ確認してください。

### ●対象 茅野市の森林整備計画区域内の立木の伐採を行う方

### ●その他

伐採予定地が茅野市の森林整備計画区域に含まれているかの確認は、農林課林務係へお問合わせください。

### ●届出方法

農林課林務係窓口または、ホームページに様式があります。必要書類を添付の上、農林課林務係へご提出ください。

### 森林法改正に伴う伐採届出の添付書類義務化

森林法の改正に伴い、伐採届の添付書類が統一・義務化されました。茅野市に伐採届を提出する際に必要な添付書類は以下のとおりです。

#### 【添付書類】(各1部)

- ・森林の位置図・区域図
- ・届出者の身分確認書類（運転免許証等、法人は登記事項証明書等）の写し
- ・土地の登記事項証明書（売買契約書、固定資産税納税通知書も可）の写し
- ・伐採計画図（伐採範囲の見取図に伐採箇所を記入したもの）
- ・伐採面積算出根拠表（転用を伴う皆伐の場合）
- ・現場写真
- ・伐採の権原関係書類（代理人による届出の場合は委任状等）
- ・隣接森林との境界関係書類（境界杭などにより境界が明らかな場合、伐採木が境界に隣接しない場合等は省略可）
- ・他法令の許認可関係書類（該当する場合のみ）
- ・その他必要と認める書類

ホームページはこちらからご確認ください➡



### i ツキノワグマに注意！

**内** ツキノワグマが冬眠から目覚める春先や餌が少ない夏場にツキノワグマと遭遇することが多くなります。ツキノワグマを見かけたときは、落ち着いて行動してください。朝夕の行動は避け、山や林道を歩くときは、笛、ラジオ、鈴などの携帯をお忘れなく。

また、市内のクマ目撃情報等を「クマ出没マップ」として公開しています。

詳細な対処方法、クマ出没マップについては、茅野市ホームページ(QRコード)をご確認ください。

**問** 鳥獣被害対策室 鳥獣被害対策係 ☎0266-72-2101（内線 408）



### i 森林所有者届出制度 届出書様式改正の案内

**内** 令和8年度から届出書の様式が変わりました。届出書の様式が変更され、国籍等を新たに記載していただくことになりました。森林の所有者となった方は、所有者となった日から90日以内に市町村長への届出が必要となります。

届出をする際に必要な添付書類は以下のとおりです。

#### 【添付書類】(各1部)

- 登記事項証明書（写しも可）又は、土地売買契約書など権利を取得したことがわかる書類の写し
- 土地の位置を示す図面

**対** 個人・法人を問わず、売買、相続、贈与などにより森林の土地を新たに取得した方

**申** 農林課林務係窓口または、市ホームページ(QRコード)に様式がありますので、必要書類を添付の上、農林課林務係へご提出ください。



**問** 農林課 林務係 ☎0266-72-2101（内線 405）

### i 浄化槽の適正管理で美しい水環境を！

**内** 浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水を浄化する設備なので、微生物が活動しやすい環境を保つために適切な維持管理が必要です。人間のよう健康管理（保守点検、清掃）を行い、定期的に健康診断（法定検査）を行いましょう。

#### 【保守点検】

設備が適切に動き、いつもきれいな処理水を保つため、定期的に浄化槽内の微生物の管理や装置の点検、調整をしましょう。作業は県知事の登録を受けた業者に依頼してください。

#### 【清掃】

浄化槽内にたまった汚泥、異物などを抜き出し、浄化槽内の調整・洗浄をしましょう。汚泥がたまりすぎると、水質低下や悪臭の原因になります。作業は市町村の許可を受けた以下の清掃業者に依頼してください。

#### ■清掃業者

(有) 茅野市清掃協会 ☎0266-72-7722

#### 【法定検査】

浄化槽は車検と同じように法定検査を受けることが義務づけられています。新設後3か月から8か月の間に検査をし、その後は年一回の検査を受けなければなりません。法定検査の受検については、以下までお問合わせください。

#### ■法定検査についての問合せ

(公社) 長野県浄化槽協会 検査センター 諏訪分室 ☎0266-53-6201

**問** 環境課 公営衛生係

☎0266-72-2101（内線 265）

# 情報ネットワーク

要点のみを掲載しています。

詳しい内容は、各担当課・各施設・ホームページなどをご確認ください。

## Information

### お知らせ

### i 別荘所有者（家屋敷税の課税者）が受けられるサービス

#### **内** 【公共交通（路線バス）】

家屋敷税課税対象となっている方および同居親族のうち、65歳以上の方は茅野市が発行する公共交通（路線バス）利用者証を提示することにより、1回当たり上限300円の運賃で乗車できます。（割引対象路線は、メルヘン街道バスのみとなります。）公共交通（路線バス）利用者証の発行は、身分証明書を持参の上、社会福祉課窓口にてお手続きください。

#### 【市営温泉施設】

家屋敷税課税対象となっている方および同居親族の方は、「アクアランド茅野」、「河原の湯」、「金鶏の湯」、「縄文の湯」、「望岳の湯」、「塩壺の湯」を利用される場合、誕生日とその前後1日は無料でご利用できます。また、上記施設をご利用いただける半年パスポート券を販売しております。

**他** 温泉施設の場所や営業時間等の詳細は11ページをご覧ください。

#### **問** 社会福祉課 高齢福祉係

☎0266-72-2101(内線 302・304)

## Event & Lectures

### イベント・講座

### i 茅野市図書館 セタおはなし会

**時** 7月4日(土) 10時30分～11時30分

**所** 茅野市図書館 2階 おはなしの部屋

**内** 図書館職員による季節の特別おはなし会です。セタに関連した大型絵本の読み聞かせやパネルシアターを上演します。おはなし会に参加したあとは、セタの飾り付けをしませんか？30名（どなたでも参加可）

**定** 無料

**申** 6月13日(土)10時から電話、QRコードまたは図書館カウンターでお申し込みください。

**問** 茅野市図書館

☎0266-72-9085

申し込みはこちらから



プッシュ通知で広報ちのをお届け！

ダウンロードはこちらから



# 茅野市温泉施設回数券が使える施設の紹介

ここに掲載の温泉施設は市管温泉施設の回数券が利用できます。  
 回数券は各温泉施設で購入できます。(ただし、「河童の湯」では購入できませんので、ご注意ください。)  
 購入の際には、身分証明書等のご提示にご協力願います。  
 ※令和7年10月より市管温泉施設の利用料金が改定となりました。



## 尖石温泉 縄文の湯

☎ 茅野市豊平 4734-7821  
 ☎ 0266-71-6080  
 営業 9～21時(受付～20時30分)  
 休 木曜  
 料 大人(高校生以上)600円、  
 小中学生300円、未就学児無料  
 65歳以上300円  
 障がい者および介護者1人300円



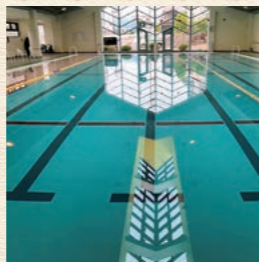
## 米沢温泉 塩壺の湯

☎ 茅野市米沢 6845  
 ☎ 0266-71-1655  
 営業 9～21時(受付～20時30分)  
 休 水曜  
 料 大人(高校生以上)600円、  
 小中学生300円、未就学児無料  
 65歳以上300円  
 障がい者および介護者1人300円



## 玉宮温泉 望岳の湯

☎ 茅野市玉川 6128-2  
 ☎ 0266-82-8833  
 営業 9～21時(受付～20時30分)  
 休 金曜  
 料 大人(高校生以上)600円、  
 小中学生300円、未就学児無料  
 65歳以上300円  
 障がい者および介護者1人300円



## アクアランド茅野

☎ 茅野市ちの 263-4  
 ☎ 0266-73-1890  
 営業 9～21時(受付～20時30分)  
 休 火曜  
 料 大人(高校生以上)600円、  
 小中学生300円、未就学児無料  
 65歳以上300円  
 障がい者および介護者1人300円



## 河原温泉 河原の湯

☎ 茅野市泉野 1616-2  
 ☎ 0266-79-6162  
 営業 9～21時(受付～20時30分)  
 休 木曜  
 料 大人(高校生以上)600円、  
 小中学生300円、未就学児無料  
 65歳以上300円  
 障がい者および介護者1人300円



## 金沢温泉 金鶏の湯

☎ 茅野市金沢 2316-1  
 ☎ 0266-82-1503  
 営業 9～21時(受付～20時30分)  
 休 水曜  
 料 大人(高校生以上)600円、  
 小中学生300円、未就学児無料  
 65歳以上300円  
 障がい者および介護者1人300円



## 湯川温泉 河童の湯

☎ 茅野市北山湯川 1273-1  
 ☎ 0266-77-2929  
 営業 7～21時(入館受付20時30分終了)  
 休 木曜  
 料 大人(高校生以上)600円、  
 小中学生300円、未就学児無料  
 65歳以上300円  
 障がい者および介護者1人300円



河童の湯以外の温泉の  
 詳細は、[こちらから!](#)



河童の湯の詳細は、  
[こちらから!](#)

# オオハンゴンソウを駆除しましょう

問 環境課 環境保全係 ☎0266-72-2101(内線263)  
 Email kankyo@city.chino.lg.jp

特定外来生物に指定されているオオハンゴンソウが茅野市内で確認されています。庭先などで見かけましたら駆除していただき、拡大防止にご協力ください。特徴や駆除方法などの詳細は茅野市のホームページをご覧ください。

## 特定外来生物とは

外来生物法により、生態系や、農林水産業、人の生活に悪影響を及ぼすおそれがあるとして、指定された生き物や植物です。栽培や飼育などは原則禁止されています。



茅野市  
 ホームページ



# 不自然な枯れマツの情報提供をお願いします

問 農林課 林務係  
 ☎0266-72-2101(内線405)

## 内容

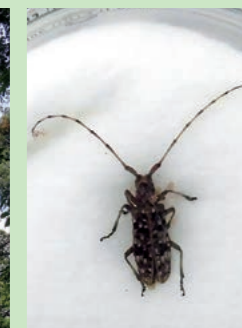
松くい虫被害は、マツノマダラカミキリにより媒介されるマツノザイセンチュウによって引き起こされ、それまで健康だったマツを急激に枯らします。松くい虫被害の早期発見及び被害拡大防止のため、松林の一部だけ枯れている等、不自然な枯れマツを見かけましたら、情報提供をお願いします。

## 松くい虫とは

クロマツやアカマツを枯らす森林害虫を松くい虫と呼びます。被害木は葉が赤褐色又は黄褐色に枯れあがり、最後には葉が全て落ちてしまいます。また、幹を傷つけた際に松ヤニがでないことも特徴です。



▲松くい虫被害木  
 (写真:長野県林業総合センター提供)



▲マツノマダラカミキリ  
 全長2~2.5mm、赤褐色の体に白黒の斑

# 茅野市コワーキングスペース「ワークラボハケ岳」



WORK LAB YATSUGATAKE

- デスクシェア3時間500円から
- ドロップイン利用可・オンライン会議用のBOXあり
- フリーWi-Fi・プリンター・コピー機完備



デスクシェア



ミーティングルーム

## ●「まちライブラリー」併設

蔵書数約8400冊 利用無料  
 貸出は会員登録必要(500円)



茅野駅隣接「ベルビア」2階 地下駐車場あり(有料) 電話番号:0266-78-5573 WEBサイト:https://wly.jp  
 営業時間:午前10時~午後8時30分(定休日:毎月第3木曜日、年末年始、年1回の全館停電日)  
 \*詳しくはお問い合わせください

## ワーケーション関連情報を紹介しています

市内でテレワークが可能なコワーキングスペース、カフェ・宿泊施設や仕事以外のお時間を充実させるアクティビティや体験施設などの情報を紹介しています。  
 詳しくは、茅野市ホームページをご覧ください。

茅野市 ワーケーション 施設 検索